

令和 3 年第 3 回与論町議会臨時会

# 会 議 録

令和 3 年 8 月 4 日

与 論 町 議 会

# 令和3年第3回与論町議会臨時会会議録

令和3年8月4日（水）午後3時00分開会

## 1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第36号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第37号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第4号）

第5 議案第38号 令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ一式）（繰越）に係る物品売買契約の締結について

第6 議案第39号 麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負契約の締結について

## 2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

3番 林 敏 治 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

7番 大 田 英 勝 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

10番 高 田 豊 繁 君

## 3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

## 4 地方自治法第121条による出席者（8人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

総務企画課長 沖 島 範 幸 君

会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君

町民福祉課長 田 畑 文 成 君

産業振興課長 山 下 秀 光 君

建設課長 町 本 和 義 君

商工観光課長 松 村 靖 志 君

## 5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 町 健 司 郎 君

書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午後 3 時 0 0 分

○  
○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和 3 年第 3 回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----  
日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、1 番、南 有隆君、5 番、喜山康三君を指名します。

----- ○ -----  
日程第 2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

----- ○ -----  
日程第 3 議案第 3 6 号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 3、議案第 3 6 号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及  
び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 3 6 号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関  
する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、与論町死亡獣畜処理センター施設及び車両の更新準備のために設置した、  
与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例第 2 条第 1 項第 2 号に基づき、死亡獣畜処  
理センター使用農家から積立金を徴するために施設利用料金等の一部を改正するもの  
です。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたし  
ます。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、野口康夫君。

○8 番（野口靖夫君） 2 つお伺いします。まず第 1 点は、この基金の設置に関しての条  
例は前の議会で審査いたしまして可決されましたが、これに関して今後考えていかな  
ければならないというのがまず第 1 点、もう 1 点は積立金の金額に対しての質問であ  
ります。まず 1 点目について申し上げたいと思います。基金の設置に関して今後考え

なければならないことは、その金額が基金を積立てたとしても恐らく不足すると、財源的にも額に見合わないと思像します。そうした場合にはいずれ前から申し上げていたことですが町長、副町長、あるいは議長、奄美群島の議長会、町村長会の中で、与論島だけの問題ではないわけですから、この施設は。沖永良部も徳之島も大島本島も丁度立替の時期にきているのです。これは市町村長会の中で、ちまちまとした受益者負担ばかり考えないで、ある程度国、県を動かして、ここの施設の需要が終わったから後は自分たちの市町村で全部やりなさいということではなくて国も県も、特に畜産立県であります。だから県も建替の費用くらいはある程度補助金を出して市町村と一体となって、もちろん受益者も負担するわけですから、一緒になって考えていくべきだという、私の持論があるのです。そのためには特に奄美の市町村長は一丸となって陳情行動を展開していくべきだと私は思います。どうかひとつ町長、この問題はこの基金では金額的に絶対足りない。そうやってきた場合には今のうちから市町村長会の中で取り上げていただいて、鹿児島県にも動いていただいて、県にも補助金を出していただく、国にもそういう制度をつくってもらう。その中で、受益者も生産農家も農協も市町村も県も国もという形でやっていかなければ、これは解決していかないと思いますがどうですか町長、まず第1点からお聞きしてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） これは与論町だけの問題ではございませんので、前々から野口議員がおっしゃるように、群島として全町村に提案しながら、県にも陳情して働きかけていければと思います。まずは郡の会議のほうで提案をしていきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ぜひひとつそのように取り組んでいただきたいと思います。前から申し上げておまして、町長もそうやっていくということでもありますのでぜひひとつそれを頑張っていただきたいと思います。それからもう1点、先ほど質問いたしました、この積立金に関することです。積立一覧表の中に特にヤギ。30キロ以上は積立金が1万円、30キロ未満は5千円という金額が記載されております。これを私が考えた場合に特にヤギの飼養農家というのは、必ずクレームが出てくると思います。どうしてかということ、与論の飼養農家というのは、それでもって生活をするためにヤギを養っている家庭はひとつもないのです。そういった方に最初から負担金1万円、あるいは5千円という形でやっていった場合には、これは非常に問題が出てくるのではないかと思います。もちろん、牛やヤギが死んだ場合には処理しなければなりません。処理するための利用料は取らなければなりません。だけれども、積立金を毎回とられていたらそれは儲かりもしない。これは大変な問題がおきてくる。これはかわいそうな問題だと思いますよ。私の考え方に対して、産業振興課長はどう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 積立金の発令についてですが、令和元年8月26日に和牛改良組合の通常総会がございまして、その中に積立金の話が出ております。表にもございまして、成牛が2万円、12カ月未満が1万円、胎児8カ月未満が5千円と和牛改良組合の中で決められております。ヤギにおきましては、あくまでもそういった形ではないのですが和牛改良組合にあったとおり、出した金額を査定しまして



る利用料金の金額を決めた合理的な根拠性を教えてほしい。それと、他の町村や組合や共済等いろいろあると思いますが、そこでこの処理センターを運営するにあたって、どういうやり方をしているのか、調べたことはありますか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） この積算の根拠に関しては手持ち資料も持っていないので、今後過去の資料とか探してみないとはっきりこの場では申し上げられませんので、お答えはできません。他の自治体などのことも今のところ勉強不足で調べてございません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これは、今回のこの事だけではなくて今後処理センターを建築する段階になったときに、利用料についてもきちんと合理的な根拠を示す必要があると思うのです。ぜひこの辺をもう一度精査して資料を、私個人でも調べますが限界がありますので、できればそちらの担当のほうで他の沖縄とか、あるいは宮崎県内の死亡牛の処理の在り方について、どういう事業体で行っているか。例えば和牛組合が業者に委託をしているのか、あるいは個人的な形でお願いしているのか、その辺も併せてちゃんと調べて決めることによって次の新しい事業するときにも非常に大事な根拠になると思うのです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 改正前の料金には、ヤギその他についても運搬料金があるのですが、改正後に無くなっている理由はなんですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） ヤギにつきましては県のご指摘、ご指導もあったのですが産業廃棄物の収集運搬の許可を要するものということで、動物の死体といった畜産農業に関わる収集運搬に関しては牛のみということで指導を受けておりますので今回はヤギその他に関しては適用しないということで削除しています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） もし運搬料金が以前のおりあるようであれば、その分を積立金のほうから減らすなりして、その割高感を減らすこともできたのではないかなということで指摘しているところですが、そういう理由であればそれはそのとおりで良いかと思います。ところで従来通りのそういった死亡牛の例が同じような形であったとして、一年にどれくらいの積立金を予想されていますか。

議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） これは先ほどから申し上げておりますが、和牛改良組合からの資料を抜粋ということになります、およそ5年で契約しております、一応二通りありまして、子牛の競り市に出したの物に関してのものと、死亡獣畜処理センターを利用したものの二通りで算出しております。子牛の競り市場からするものに関しては一頭あたり1500円ということと、死亡獣畜処理センターを利用したものに関しては成牛が2万円、子牛が1万円、ヤギが5千円ということで算出しております。競り市場のものに関しては1500円を2700頭、2700頭というのは年間競り市が6回ございます。一回の競り市で約450頭ですが、こちらに関して15

００円かける２７００頭で４０５万で、およそ５年間で２０２５万円程度、死亡牛に関しては、成牛に関しては２万円かけるの年間約５０頭出ておりますので役１００万円で、これをかけることの５年間ということで５００万円、子牛の場合は１万円ということで年間約１８０頭ということで、年間１８０万円ほどです。胎児などに関しては５千円ということで１０頭ほどで５万円、およそ５年間で３４５０万円程度の基金の積立ということで農協とか和牛改良組合の総会資料から抜粋した数字です。

**○議長（高田豊繁君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

**○議長（高田豊繁君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第３６号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

**○議長（高田豊繁君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第３６号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

**○議長（高田豊繁君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### **日程第４ 議案第３７号 令和３年度与論町一般会計補正予算(第４号)**

**○議長（高田豊繁君）** 日程第４、議案第３７号、令和３年度与論町一般会計補正予算(第４号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（山 元宗君）** 議案第３７号、令和３年度与論町一般会計補正予算(第４号)について提案理由を申し上げます。

歳入に寄付金１５３９万７０００円、財政調整基金繰入金５１２万４０００円を計上しております。

次に歳出といたしまして、保健衛生費１３７万４０００円、商工費３７５万円、基金費１５３９万７０００円を計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ２０５２万１０００円を追加し、一般会計予算総額４７億７８５９万８０００円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

**○議長（高田豊繁君）** 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 7 ページの商工観光業等緊急経済対策事業費なのですが、この中にあるスタートアップ支援事業とありますが、この内容の説明をお願いします。

議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらの事業は、企業支援事業となっておりまして商工会とか奄美群島広域事務組合のほうで実施しておりました。それを本町でも企業支援を実施していこうということで町内の企業の方々に対して、事業計画の起案の仕方とか資金の会得などを教えていけるような事業です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） その支援事業をしたときに、与論での成果はありますでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいま講師の方をどのような感じでやろうかと考えて進めているところで、まだ実績はできておりません。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 現在観光もコロナ禍でものすごいダメージを受けております。中にはコロナ関係なく来る観光客の方も居ます。実際7月は3000名ほど来島されているというデータもきております。その中で若い観光に対して努力されている方はこのようなスタートアップ事業も積極的にされたいと思うのですが、なかなか後継者が居ないとかもうそろそろ店じまいしようかなという方も結構います。そういう方に対してもこういったもので支援できるのではないかと思いますのですが、そういった考えはないのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 町内のそういう方々に広報しながら、広めて掘り起こしていけたらと考えております。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 今の喫緊の課題は、観光業者や宿泊業者や飲食業界は大変なことになっていますよね、そういう中において専門家を呼んで講演をやると。その講演の内容はまだ決まっていないということですよね、予算を先付けして、あとは何するか分からないというのはとんでもない話です。それから飲食店の食事券が町から配布されていますよね、あれもこういう時期はなかなか外に出ちゃいけないはずなのに期限も延長してもらってももう少し増やしてもらおうとか、商工業者の直接支援になるものに重点的に考えてもらわないといけないのではないですか。副町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） まったくおっしゃるとおりだと思います。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 与論の観光関連は本当にあっぴあっぴ状態ですよ。先ほど船が抜港して荷物が来ないと怒っている議員も居ましたが、もうとんでもないことになっているのです。こういうところへの支援策は喫緊の支援策として予算を振り分けるべき



であって訳のわからない講演は今必要ないです。そういう時期ではない。ぜひそういう割り振りは必要ですよ。いかがですか課長。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらは家庭で小さな手作りなどをしていらっしゃる方々を前のほうに出て販売できるように繋げてければと考えているところでございまして、そういう方々を発掘していくという意味も込めております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 4ページの寄付金について説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この寄付金につきましては昨年度7月に与論町内で大きなクラスターがありました。そのときに全国の多くの方々からなんとか与論町を支援したいので寄付金の創設ができないかということでありました。そういったところで与論町で寄付金を募るサイトや口座を開設しまして、6月には基金条例を可決していただきましたけれども、そういったところで全国からコロナの関係で1500万円ほどの金額を計上させていただいております。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 本当に有り難いことですね。この間、南海日日新聞を見ていましたら、その中にこの新型コロナウイルス感染症の影響で一番影響を受けている産業は水産業だと、水産業の方々が非常に痛手を受けていると。だからこれは奄美群島の中で考えなければならないということが大きく載っておりました。それを見たときに与論の漁民の方々と話をしたら、言えないだけでご存知のとおり、今台風も発生してほとんど最近では海に行けなくなっている。その中で新型コロナウイルスの影響を受けて、捕った魚も売れないから非常に大変だということですが、助けてくれと言えないだけで困っているんだよという話がありまして、私はその話を聞いて切実なる叫びではないかと、本当にさすがにそうだなと、考えてみれば、良いという意味ではなくて観光業とか畜産業とかいろいろな業種に対して町や県、国からの補助金とか協力金とかあるのだけれども水産業に関しては全く無いと、今のところはほとんど無いと。そして自然との戦いの中で頑張っておられる。これを考えたときに我々議会としても執行部としても、これは考えていくべき問題ではないかということを思い出してですね特に副町長、あなたもそれで聞いていると思います。どうですか、今の状況、私が言っていること、水産業に対してどういう状況であるのかということ経済的な所得的な影響というのはどれだけ考えておられますか。気持ちを聞かせていただだけませんか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） おっしゃるとおり特に水産業につきましては、与論の近海で捕れる魚というのは、東京大阪の大都市へ向けての出荷というのは大変厳しい状況があります。というのは、近場の沖縄に商品の補助金もいただいて、販売ルートというのも数年前になんとかできないかということでやってきたのですが、肝心の沖縄がコロナの影響でお客さんが激減しているという中で我が与論まで販売額がさうとう落ち込んでいるというのは認識しております。そういった中で漁協の当時の組合長さんにも何とか今の備蓄の方向の機材を入れたり、こういったコロナの関係でできないかとい

うことでご相談もしましたけれども話がまとまらないうちに今流れた状況です。やはり魚がいくら獲れても、売れてなんぼですのでそういったことも考えながら漁協の皆様方とも、どういった支援策があるかというのをもう一度検討していく必要があると思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 是非ひとつ今のように前向きに、これは切実なる叫びですので、この議会が終わったら職員一丸となって検討していくようにお願いします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 7ページの節の13、隔離施設機能向上用重機借上料の具体的な説明と節の17番町単独備品購入費の車椅子、宿泊療養施設用冷蔵庫とノートパソコンの使用形態、どのようなシチュエーションでそれを利用するのかを説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 11目の新型コロナウイルス感染症対策費の重機借上料のところを説明したいと思います。今回、東区の大金久コテージに軽症者の方々の療養所として使用しているところでございます。そのコテージの傍に管理棟があるのですが、そちらに24時間体制で職員が張り付いて対応されております。当然寝泊まりとかいろいろありまして、今回その管理に対して追加の整備が必要になりまして、例えば手洗い場とか空間の間仕切り、廃棄物管理スペース、廃棄物の排出口の整備がありまして、排水を伴った工事というか修繕がありまして、必要になりました。そういうことで重機も必要になっておりますし、原材料も必要になってきているところで、その管理棟の整備費用を計上させていただいております。以上です。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 目13の17、備品購入費の件についてお答えいたします。車椅子につきましては、今回クラスターが発生いたしました中で搬送する車がございまして、それを消防署のほうに貸し付けている状況でございます。その中で車椅子をあと2台入れればそれによって中にもっと人数を多めに搬送もできるといったこともございまして、車椅子2台分を計上してございます。あと宿泊療養施設用冷蔵庫は先ほど総務企画課長からもありましたとおり、今回6棟ございまして、その中に2名ほど2段ベッドがございまして、最大家族で2名入れることになっているのですが今回全6棟使用することになったわけですが、そういった中でそれとは別にまた管理棟がありまして、管理棟の中に24時間体制で看護師と職員が管理する体制になっておりましてどうしても冷蔵庫が必要であるということ、あとまたその管理棟に詰める中でやはりノートパソコン等が無いいろいろな県との連絡であったりが生じるものですから、そういった備品を揃えるということで計上させていただいております。本来でしたら、ホテルのような1棟管理できるような施設が必要なのですが、今回が台風等も重なったこともございまして緊急でこちらのほうを療養施設として県のほうにお願いしまして県の指示のもとに開設しているところでございます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 車椅子についてはわかりましたが、宿泊療養施設用冷蔵庫5万円

というのは全6棟分に入るのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 各棟の中にはクーラー冷蔵庫も全部入っておりまして、そこで完結できる形になっております。宿泊療養施設用冷蔵庫は管理棟用のものです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 8ページの感染症リスク軽減型誘客事業について説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらのほうは、東京の新宿3丁目というところで与論フェアを1カ月間開催しようということで計画しておりました。内容としましては与論島の食材を生かしたメニュー開発、与論島の映像を流したりしまして、食材は与論から送りまして向こうの料理人の方に新しいメニューを作っていただいて、そのメニューを与論に持ってきて新しい開発に繋げていければなというふうに考えておりました。ところが、8月の後半から1カ月間開催する予定でしたが、東京の緊急事態宣言が8月いっぱいということで延期で考えているところでございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 先日、ある町民の方からコロナ関連の寄付金はいくらくらい集まったの、それからできれば早めに有効に活用したほうがいいんじゃないのというような意見をいただいたのですが、先ほどの野口さんからの質問の中にあった1539万7000円というのはこれまでの総計と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 本年の3月31日までということで締切している内容です、これで全てだと考えております。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 有効活用策に対して検討は始めているのでしょうか、できるだけ有効に使って、こういうことで助かりましたということで発信したほうが良いと思うのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 現在、いろいろ感染症対策事業、それから経済対策事業ということで当初予算に大きな事業のほうは予算化しているところですが、そういった臨時交付金に該当しない、例えば年間の事業費見込みが感染状況によって大きく左右される事業、そういったものについて今後交付金対象外になっているものをこの基金を充当していきたいというふうに思っております。例えば帰島旅費助成事業や島外出産対策特別事業、今回コロナ対策としてコテージの整備、この辺についても最終的に今の交付金が動いている状況ですので、それが固まったら財源構成をさせていただきたいなと思っているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 7ページの新型コロナウイルス感染症対策費は、こども園と学校ではどのような対策をとっていますか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） こども園等につきましてはいろいろな予防対策用品等を昨年度に国県からかなり補助がございましたので、いろいろな物品等を購入いたしまして、公立私立でいろいろなものを出しております、備蓄品もございます。今年になってからはそういった事業が無くなってしまったので今年に関しては計上していません。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） もし良ければ、連携として少しきちんと対策を講じる必要があると思いますが、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 37 号は会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 37 号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号、令和 3 年度与論町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、令和 3 年度与論町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第 5 議案第 38 号 令和 2 年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ式）（繰越）に係る物品売買契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第 5、議案第 38 号、令和 2 年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ式）（繰越）に係る物品売買契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 38 号、令和 2 年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ式）（繰越）に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

令和 2 年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入（冷凍コンテナ式）（繰越）について、指名競争入札執行の結果、有限会社エムアールナカオ 代表取締役 中尾隆 と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年与論町条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 冷凍コンテナの海上輸送用が2基、常設用が1基、内部用コンテナが6基となっております。1400万円ほどコンテナの費用としてかかっているわけですが、これを運用するために、先ほどおっしゃられていましたが死亡する成牛が50頭程度見込まれていますね、子牛が180頭、これだけの死亡牛を鹿児島本土に送られると聞いていますがそれでよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） こちらに関しては、今は主に成牛を計画しております。

平成20年度に事業更新しまして10年以上の劣化が見えますので、成牛1頭あたり焼却は5時間以上かかりますので、なるべく今度の更新までにもし機械が壊れた場合に対応に苦慮するということで、主に負担のかかる成牛を今のところ計画しているところです。送り先は鹿児島の溝辺町にある会社となっております。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） ということは子牛は負担が掛からないから既存の施設を併用しながらやるということでよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 基本的には今ある施設を利用しながらということでございます。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 鹿児島に送る回数と頻度、何回送られるのか、そのときの運賃と水揚げ横持料、コンテナの現場での清掃と消毒業務、またいろいろと付帯経費があると思うのですが、この辺についてどの程度の金額を見積られているか。そしてその金額は町にまた産業振興課のほうで支払うことになるのですか。予算として、これを運用するにあたってどの程度の経費を見込まれているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

----- ○ -----

休憩 午後3時57分

再開 午後4時01分

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 使用料については、先ほどの表に載っているとおりですが、鹿児島に送った場合に、これは船での運送になりますが、免許を持っているということでマリックスラインをお願いしているところでございます。そちらから往復のコンテナということで見積を取ってございます。往復をそれぞれ割ってコンテナ1基

あたりに2基ほど内部用コンテナを入れます。コンテナ1基あたりに10頭ほど詰め込んで送るということでございます。そちらを計算しますと、向こうで処理していただけるのが2万円ということと、輸送費を込めますとコスト的に4万6900円ほどかかりまして、現在島内の焼却炉で処分される分で換算しますと、もちろん船運賃となりますと料金等誤差がございますが、見積を取った段階で計算しますと、6700円ほど輸送のほうが若干高くなるということでございますが、今のところ出しているのは、本来焼却炉を使った場合の金額とほぼ同等となるように計算しています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 納得できないのですが、12フィートコンテナで約12トンという形でノーマル運賃でだいたい片道15万円くらいかかるのです。帰りの空コンテナが無料なのかわかりませんが、それに船内の電気料、あるいはこちらからコンテナを港まで運ぶときの集荷量、向こうの鹿児島港から溝辺町までの横持ち料金、向こうでの焼却費諸々合わせたら相当な金額になると思わざるを得ないのです。与論の焼却炉の金額で賄える金額ではないのではないかと思います。それから、10頭ということは5回往復すればいいという計算になりますよね、年間50頭死んで1回に10頭運べば、せいぜい5回か6回で済む計算になりますよね、そして与論にコンテナを置いた場合の次に出荷するまでの間の電気料金、そういった諸々の経費というのがどの程度算定されているのか。算定したモデルがあればお示しいただきたい。無ければいいですけど、私が言いたいことは、コンテナだけを買えばいいという話ではないのです。後にかかる負担費が町に相当な金額がくるのではないかと、これをまた町費で賄うという形になった場合に町民に納得させられるかということがあるわけです。副町長いかがですか、どういうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

----- ○ -----  
休憩 午後4時04分  
再開 午後4時05分  
----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久留副町長。

○副町長（久留満博君） この手数料のみでは賄えないというのは、先だって徳之島町のほうで民間で処理業を始めた方がいらっしゃるのですが、どうしても農家の負担というのが非常に高いなというのは思っております。先ほど喜山議員からもございましたけれども、鹿児島県のブランドとして黒牛を推進していく中では、やはりこれは奄美全体の問題として処理場も奄振事業あたりで出来ればいいのですが、今の流れとしましては一島一町で、各島々で処理するような流れが出来上がっているようです。与論としましては、その事業が出来て、完成するまでにこの積立金は積立金として別途しながら、農家の手助けとして和牛改良組合への何らかの支援策、助成は考えていく必要があるのではないかと思います。この使用料だけではもう運営は出来ませんので、町としまして、あるいはJAさんと協議をしながらこういった形ができるのかというような今後話をさらに詰めていく必要があるのではないかと思います。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 畜産農家を支援して、産業振興の視点から考えてそれは当然で、それを否定しているのではなくてむしろやってほしいとは思っているわけです。しかし、死亡牛の処理までもこうゆう状況で公費に負担をかけて、その運営費にも今後いくらかかるかわからない状況ですよ、そういうことをやっていたら財政はもたないのではないですか。財政への示しが見つからないのではないのではないですか。そして、今おっしゃったように恒久的なある程度きちんとした処理センターを早急に建築するための手続き、段取りをどう取るかも平行してしかるべき事だと思うのです。それとともに前回の議会でも質問した畜舎からの悪臭問題ですね。これだけ社会的には避難ごうごうですよ、その対策も取れていない。その対策をとるためにもまたそれなりに町にお願いせざるを得ないところもあると思うのです。昨今で言えば、畜産農家はかなり景気が良いわけですから、ある程度の負担はしてもらって今社会から言われている悪臭問題についてもきちんとした政策を、具体的な政策を出していただきたい。それもありながら、こういう形もやりますと、それだったら町民も納得できますよ。もちろん畜舎の悪臭を無くすということは、畜舎の保健衛生が良くなることだと思います。保健衛生が良くなれば死亡牛も減るということです。結局畜産農家にとっては良いことだらけではないですか。悪臭悪臭と言っていますが、必ずしも私は悪口で言っているわけではないのです。これは必ず畜産農家にも返ってくるのだと、皆さんの牛のいろいろな伝染病とかの罹患率も減るだろうと、そういう意味においても是非それも一緒にしながらやっていただきたいと、それで初めて私は町民の代表として議員になった以上、やはり町民全体の事を考えた予算の使い方、それを政策のトップである副町長が考えなければならないと思うのです。私は課長にガーガー言ってますが、私は課長に言っているつもりではないです。具体的に副町長がこうしようじゃないかということを課長に指示してください。是非お願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この問題は、焼却炉が使用不能に近い状態であるから、議会の皆様方も産業振興課、あるいは J A の畜産担当も含めて先進地ということでいろいろな視察された結果としてこのような方向になったと私は考えております。

○議長（高田豊繁君） 今の第 38 号議案は、備品購入の契約、これは契約が終わって仮契約まで出来ているわけですが、これを金額の面から議会の議決を要する、という議案が出されているわけですので、政策的なこと、悪臭に関すること、例えば畜産全般に関することというのは場が違うかと思しますので、いろいろ多岐にわたりますして喜山議員さんのほうから提言があったわけですが、ただいまの議題は備品購入ですので、その点に絞って質疑をお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 38 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって議案第38号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入(冷凍コンテナ一式)(繰越)に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、令和2年度与論町死亡獣畜処理センター備品購入(冷凍コンテナ一式)(繰越)に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

**日程第6 議案第39号 麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負契約の締結について**

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第39号、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第39号、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事について、工事請負者 株式会社ムトウ 代表取締役 武東愛一郎と建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月18日条例第18号)第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 航路の浚渫になっていますが、図面の提示はないのですか。できれば図面もお願いしたかったです。これは後でお願いできますか。それと、これは現在何メートルあって、これをするによってどれくらい改善するのですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 航路につきましてはマイナス2.5メートルです。これについて、深浅測量を行った結果、約1メートルとか、沖合の出入り口と漁港内の出入り口に大きく約2カ所くらいに砂が溜まっておりまして、干潮時には出入口については大型漁船がほとんど出入りができないくらい砂が溜まっておりまして約1メートルもないのではという状況です。以上です。



○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） これ防波堤の根固めコンクリートは防波堤の根っこのほうの中にコンクリートを流して、流出とかするためだと思っていますが、それと物揚げ場、根固めコンクリートになっていますか。これは航路浚渫と港の漁港の出口のほうの浚渫ということですが、これは武東さんのほうの浚渫用の船舶か何かあるのですか。それとも武東さんが外注をするのですか。これはどういう状況なのですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 根固めコンクリートの重点ですが、麦屋漁港向かって右側の防波堤が約 40 メートルございます。こちらのシマミズ防波堤と呼んでいますが長さが約 40 メートルのうちの先端部分の 5.5 メートルほどが傾いています。その基礎の洗堀部分が大きく洗堀されておりまして、そこにコンクリートを充填して、その周りに根固めブロックを固める工事を計画しております。そして、その近い付近に砂の浚渫でございますけれども台船につきましては、恐らく下請けで工事をするようになっております。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） ここで言っている防波堤というのは出口に向かって右側が根固めされる訳ですね。それから港の出口の浚渫と言われていましたが、その浚渫は港側から見て左側なのか右側なのか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 沖合を見て、右側です。防波堤がありますけれども、そこから出るところの出口の付近に砂が溜まっておりまして、そして更に沖合に向かう、一番沖のところにも砂が溜まっております。そちらの浚渫ということになります。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 6 月議会でも海砂が陸揚げされていると指摘したのですが、ここが埋もれるというのはまた何年か後に同じことの繰り返しをするのではないかと思います。そのための抜本的な他の工法はないですか。考えていませんか、ということ。考えるべきではないかなと。港の出口付近にはいつも砂が集まっていますからね、宇勝のほうも。抜本的な他の事業も考える必要がないかなということですね。それから、浚渫した砂はどこに投棄されるのですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 砂はこちらの方に役 3000 立米ほど計画をしていますけれども、全部が砂ということではございません。大きな塊の石とかがありますので、この砂に関しましてはふるい分けて、大粒の砂につきましてはコースタル事業に養浜工を今行っておりますが、そちらに運搬するということで県と協議しています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） そうしたらコースタルの養浜に使うということはまたそこでの運搬料とかはこの事業には入っていないのですか。その砂はどこかに保管するわけですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） おっしゃるとおり、町の施設に一旦運びまして、運んだ後に

県のほうがそこから採って運搬する形になります。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 建設工事請負契約書の中で、工事期間というのがありますが、恐らく今日議決されて195日間という工期が設定されていると思いますが、この工事はいつから始まって、いつまでですか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） この契約書の中の工期は空白にしています。あくまでも今は仮契約ということで本日の議会の議決の後に予定としましては8月5日から2月15日までの195日間を予定しています。

○議長（高田豊繁君） 他に質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、麦屋漁港水産基盤機能保全補修工事に係る建設工事請負契約の締結については可決することに決定しました。

----- ○ -----

○議長（高田豊繁君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長      高田豊繁

与論町議会議員      南 有隆

与論町議会議員      喜山康三